

会 議 録

会議の名称	令和7年 第4回 白岡市教育委員会定例会	
開催日	令和7年3月13日(木)	
開催時間	午前9時 開会 ・ 午前10時55分 閉会	
開催場所	白岡市役所 4階 会議室403	
教育長の氏名	横 松 伸 二	
出席者(委員等)の氏名	横 松 伸 二 山 崎 美佐江 和 田 玲 子	小野目 如 快 福 永 肇
欠席者(委員)の氏名		
説明員の職・氏名	教育部長 教育総務課長 参事兼教育指導課長 生涯学習課長 生涯学習課主査	長 谷 川 亘 高 垣 秀 樹 蓮 見 宣 宏 小 船 伊 純 杉 山 和 徳
事務局職員の職・氏名	教育総務課主幹	神 田 晶 子
点検評価員		
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 日程第1 会議録署名委員の指名</p> <p>3 日程第2 委任事務等報告事項</p> <p>第1 区域外就学について</p> <p>第2 就学すべき学校の指定の変更について</p> <p>第3 3月議会定例会の一般質問について</p> <p>4 日程第3 議案</p> <p>議案第16号 白岡市立学校の適正規模・適正配置に関する計画策定の基本方針の承認について</p> <p>議案第17号 令和7年度白岡市教育行政の重点施策の承認について</p> <p>議案第18号 白岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について</p> <p>5 日程第4 その他の事項</p> <p>その他1 2月の教育委員会諸事業結果報告について</p>	

	その他 2 市指定文化財の新規指定及び市登録文化財の新規登録の中間答申について 6 閉会
配布資料	別添のとおり
傍聴者数	3人

1 開 会

教育長 出席委員 5 名、定足数に達しており開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

教育長 市教育委員会会議規則第 15 条の規定により、山崎委員及び福永委員を指名した。

教育長 委任事務報告事項 1 及び 2 は個人情報を含む内容であるため、非公開で行いたいが無いか。

委 員 (異議なし)

教育長 異議なしと認め、報告事項 1 及び 2 は非公開で行う。また、審議の順番を公開案件からとする。

3 委任事務等報告事項（教育長報告）

第 3 3 月議会定例会の一般質問について

【説 明】 (報告第 3 について、教育部長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

A 委員 以前、不登校児童の受け入れ先として教育支援センターを教育委員も視察した。その時は受験のための学習という感じは受けなかったが、今はそういう利用が多いのか。

参事兼教育指導課長 教育支援センターの存在意義は、受験対策ではない。通っている生徒の目標を定める中で、進学を目指すお子さんは、試験に向けた学習の保障をしながら、自信を持って先に進めるよう努めている。受験対策のみでなく、ゲームなども行ったりしてコミュニケーションを取っている。

A 委員 50 名くらい不登校児童いる中で、10 名程度しかりょうしていない。市からはこういう場所があることについてアプローチしているのか。

参事兼教育指導課長 学校を通じて教育支援センターや保健室、相談室に来た時にアプローチし、相談して進めている。教育委員会から

直接連絡することはない。

B 委員

興味を持ったのが、ドイツで生まれたイエナプラン教育である。調べてみて、こういうスタイルを取り入れるのも一つだと思った。ドイツではシュタイナー教育など他にもあるが、何が目的か、その場を乗り切るというのではなく、芯は何かをきちんと考えるのも1つだと思う。ドイツと日本で文化が違うので受け止め方も違うと思うが、今後再編をする際に、いろいろな角度から考えると良い。

中央公民館の老朽化について、公民館が出来た事により立ち上がったサークルが多いと思う。年数が経てば、メンバーもそれなりの年齢になっているとは思いますが、その当時はきれいでモダンな建物にモチベーションも上がり、その時代に合ったサークルが生まれたと思う。建物から発するオーラのようなものは、古い中央公民館よりも、新しいこもれびの森の方に感じることもあるかもしれない。その時々にあったサークルがあるかということも大事だと思う。

高齢化が進み、メンバーが減ったと嘆くのではなく、公民館から発信するのも大事だと思う。出来た当時は、コミセンにも公民館にも、夢と希望があったと思う。夢と希望については、こもれびの森も時を経た時に、古くなったという理由で意欲がなくならないように努力しで欲しいと思う。

【承認】 (質疑応答後、全員異議なく承認)

4 議案

【上程】

教育長

議案第16号 白岡市立学校の適正規模・適正配置に関する計画策定の基本方針の承認について上程し、提案理由の説明を求めらる。

【説明】 (議案第16号について、教育部長が概要を説明し、教育総務課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

C 委員

児童生徒数の推計について、何年度とはあるが、月日がないので、図表ごとに記載しておいた方が、統計処理上、良いと思うがいかがか。

教育総務課長

資料に4月1日現在と記載している。すべて4月での学級編制を捉えているため、特に記載は考えていない。

C 委員

本市の適正規模・適正配置に基準があるが、1学級の人数については書いてない。実際、過去には1学級に60人、45人いたこともあるので、基準であるなら規模を決めた方がよい。

通学距離があるが、この基準は誰から見た基準なのか。各自の家からなのか、今の学校から見た距離なのか。通学時間は、徒歩なのか、バスなのか、電車なのか、自転車で1時間なのかといった通学手段がはっきりしていない。厳格にした方がよいのではないか。

教育部長

これをベースにして学校を作ろうということではなく、これらは計画を作るための基準である。距離については国をベースにし、改めてここに載せた。今のところは国に準拠し、もう少し大きくした方がよいと盛り込んだことをご理解いただきたい。

クラス数について、基準は国をベースにしていくと考えた。前提である。ご理解いただきたい。

C 委員

計画を作るときに、基準については国に準拠していると明記したら良いと思う。

教育部長

「はじめに」の最後の段落に、「国の手引を基に」と記載している。白岡市の計画を考える時には、この基本方針を基に計画を作るが、白岡市の計画のベースは国であることを書いている。

教育長

補足する。クラスの人数は今後も変わる。学年にもよっても違っているので明確には示せない。教員の数は学級数によるので、学級数を確保しないと教員数が確保できない。35人クラスとしていたところに1名増えたら、18人ずつで学級が分かれることになるので、人数ではなく、学級数とし、人数については明記していない。

距離は、国の基準である。計画を作る上で明らかに変わってきたら、学校数を変えるのか、通学バスにするのかという別の議論になる。小1と中3では歩く距離が違うので、どんなに遠くても通学に1時間以上を要する場合は考える必要がある。白岡市の今後の計画には、これを基準として考えていこうというものである。4月1日の基準で36人だったら、18人ずつの2クラスとなる。基準日以降に転入で1名増えても学級数は変わらないが、クラスが多いこ

とにはあまり影響がないが、クラス数が少ないと影響が出る。

1名増えれば先生が増えるしクラスが増えることは現実には起きる。

D 委員

パブリックコメントに、1学級20人の学級を目指してはどうかという意見があり、これを計画に打ち出した場合、国の基準分の教員数の必要分は県費で、それを超えたら市費でとなるのか。

参事兼教育指導課長

国の学級編制数の基準で県に報告するので、県費の配置は、本来の国の基準を基にした学級数による教員数となるので、大山小学校は複式学級解消のための教員は市費で、独自で編制していると報告していた。その時の国の基準の人数に応じた教員の配置となるので、市独自で増えた分については市費で賄わないといけないこととなる。

D 委員

パブリックコメントにあったので質問してみた。学級数で教員配置が決まるのであれば、大きな学校になるという計画となった場合、3校あれば3校分の保健室と教員が1校分となるので、集約されれば明らかに教員数の効率化はあると思う。型どおりに進めると、市費の負担が生じると思う。

スクールバスとなれば国の基準があっても市の基準であれば市費となる。国の基準とは別に市独自のことをやろうとすると、1つ1つに市の財政負担があるということなので、計画策定と同時に費用対効果もお示しし、理想のみを追えないと思うので、市民の負担がどれだけ増えるかの理想と現実の両方をお示しいただきたいと思う。

教育部長

計画を立てる場合に、学校数が集約されれば、通学時間、距離が基準外となる子が出てくる可能性はある。スクールバスなのか自転車通学を認めるのか等、市の負担についても検討していくこととなる。将来的に統合はやめようという話もあると思う。統合が合理的となる可能性もあるので、検討すべきと考えている。

D 委員

少子化が止まらない中、10年、20年先を見越した計画が必要となってくる。

国の計画からどこまでを算出するのか。どこまでが市独自の計画となるのか。基準を作るのでどこまで突飛なもの

を作らなければコンセンサスにはなると思うが、このように色々な意見を出せる場を確保していただきたい。

新しいものを作るのでいろいろな理想を掲げてくると思う。いいところ取りをすると、国の基準は参考程度となり、どこまで逸脱して、それを許容できるのか、市の采配があるのかを伺いたい。

教育部長

繰り返しにはなるが、国の基準を示しつつ、地域の実情を考えた学校づくりが必要となる。その上で財政的なことも検討しなければならない。財政的に厳しければ、当然財政問題を考える必要がある。どこまで市として許容できるのか、どこまで逸脱して良いかについては、計画を立てる上で、国の基準に近づけて市の負担を減らしていくことをベースに、指針として持っている必要はある。

教育長

極端な話をすれば、国の基準で小学校10校、1校どちらも対応できる。当然デメリットもある。大きくなりすぎてもデメリットはある。国の基準はフレキシブルにできるが、あまり小さいと複式にしなければならないし、指導に長けた教員でないと難しい。こういう中でより良いものを選択していくこととなる。あらゆる可能性を排除するものではないと思っている。

C委員

基本方針の段階で、予算について全く触れなくて良いのか。

教育長

今は計画段階ではないので、学校数、教員数、公共施設の併設によっても多額の変更が生じる。これから2年かけて検討することとなる。

A委員

パブリックコメントに対しては、どういう形でお答えするのか。

教育総務課長

ホームページで公表したいと考えている。

【採 決】

教育長

議案第16号については原案とおりに承認する。

【上 程】

教育長

議案第17号 令和7年度白岡市教育行政の重点施策の承認について上程し、提案理由の説明を求める。

【説 明】

(議案第17号について、教育部長が概要を説明し、各課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

- A 委員 家庭相互連携システム事業で、運営費として毎年掛かるものと捉えと良いのか。また、1年経過しているののでどこかで現状報告をしていただきたい。
- 参事兼教育指導課長 運用のための費用である。現時点で使い勝手を聞いたところ、約89%の保護者がこのアプリの連絡システムについて、欠席連絡や配付物の電子化について、満足をしている人が多い。紙で欲しいという要望も一部あるが、慣れもあると思うので、引き続き電子化について進めていきたい。教職員は、操作に対して慣れは必要だが、会議資料の電子化で情報共有が早くできる等、おおむね好評である。
- C 委員 給食費について、負担軽減を挙げているが、市が学校の給食費を補助していることに対して質問がある。小学校で600円、中学校で700円の一律負担となっているが、どうして貧困家庭に学校の給食費をもっと補助しないのか。
- 教育総務課長 重点支援地方交付金を財源として、保護者の負担軽減として充てている。
令和7年度には小学生600円、中学生700円を補助する。
- 参事兼教育指導課長 教育総務課で実施するのは、全世帯について負担軽減を実施するものだが、生活貧困家庭については、これとは別の制度で、就学援助費で給食費を支払えるように手当てしている。
- C 委員 これは地方交付税で賄われているということだが、負担軽減を目的として、日本全国で同じ目的で使っているのか。
- 教育総務課長 自治体ごとにまちまちで、何に重点交付をするのかについては、白岡市では、福祉や農業にも充てており、全国一律ではない。
- D 委員 人権教育の推進の文言で、「同和問題をはじめとした」という表現を、現在に応じて変更する意向はあるか。
- 参事兼教育指導課長 表現は今後考えていくが、同和問題をはじめとした人権問題は様々あるので、現在の人権教育に応じて指導していく。表現は、今回はこのままでお願いしたい。
- 教育長 人権問題に様々な種類があるのは認識しており、他意はない。人権はすべて重要である。予算には差があるが、重要度は同じである。

B 委員 教職員の資質能力向上の所で、地域部活動の推進、情報通信ネットワークの推進とあるが、ここに入っているのはなぜか。

参事兼教育指導課長 教員の資質能力というと、研修を行うことでスキルを高めるのは当然入るが、この中にあるのは、地域部活動であれば働き方改革の側面により資質向上を取り上げている。また、教育情報通信ネットワークは電子化やITスキルといったことも含めての資質能力としてここに入れているものである。

【採 決】
教育長

議案第17号については原案とおりに承認する。

(休憩後再開)

【上 程】
教育長

議案第18号 白岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について上程し、提案理由の説明を求める。

【説 明】

(議案第18号について、教育部長が概要を説明し、教育総務課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

C 委員

文書管理システムについて、小・中学校では従来通り紙で行うのか。

教育指導課長

小・中学校では従来通り紙で行う。市庁舎内部で全庁的に行うものである。

【採 決】
教育長

議案第18号については原案とおりに承認する。

5 その他

その他1 2月の教育委員会諸事業結果報告について

【説 明】

(生涯学習課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

B 委員

薬研で使われていた様々な材料をどのように調達したのか。

生涯学習課主査

ゆずの皮、岩塩などを使った。基本的には歴史資料整理室の消耗品費で対応した。薬研は、寄贈された資料のうち、重複している物を使用して体験してもらった。

B 委員 大山小学校の放課後子ども教室は評判がよく、楽しめたという声があった。地域住民として感謝する。

放課後子ども教室は、学校の授業とは違った体験ができ、授業では味わえない感動もある。素晴らしいことだと思うので、頑張っていたきたい。

C 委員 薬研やその他の文化財はどこに保存しているのか。こもれびの森の中にあるのか。

生涯学習課主査 文化財の保管場所は生涯学習センターの3階に特別収蔵庫と一般収蔵庫がある。市の指定文化財や、脆弱で繊細な資料は室温管理を行い、保護している。

それ以外に大山小学校にある、旧大山民俗資料館や菁莪小学校の北校舎の空き教室などに分散している。民具や埋蔵文化財、考古学資料など、対外的に室温の変化があっても大丈夫な資料は収蔵庫外で保管している。

【承認】 (質疑応答後、全員異議なく承認)

その他 2 市指定文化財の新規指定及び市登録文化財の新規登録の中間答申について

【説明】 (生涯学習課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】

C 委員 指定文化財と登録文化財の違いを教えてください。

生涯学習課主査 指定文化財は原状を保存する、あるいは原状に戻すことを厳重に規制しているが、その反面、手厚い保護として補助金を交付して修繕を手助けし、歴史的価値を損なわないように保存する。

登録文化財は、歴史的価値を損なわない程度の改築をみとめている。建造物の場合は、外観を損なわないようにして中をカフェや居住などで使ってもらい、保存については助言などで手助けすることはあるが、補助金交付して修繕することはない、規制は緩くなる半面、保護も緩やかで、金銭的補助がないものが登録文化財である。

【承認】 (質疑応答後、全員異議なく承認)

(傍聴人退席)

3 委任事務等報告事項 (教育長報告)

第1 区域外就学について

第2 就学すべき学校の指定の変更について

【説明】 (報告第1及び第2について教育部長が概要を説明し、参事兼教育指導課長が資料に基づき説明した。)

【質疑応答概要】 (質疑なし)

【承認】 (全員異議なく承認)

6 閉会

教育長 以上をもって閉会を宣言する。

議事の内容・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

議事録署名委員

議事録署名委員